

4 月定例記者会見 会見録

令和4年（2022年）4月13日（水） 11:00～12:00 庁議室

質疑応答

■「つくスマ」アプリの配信開始について

記者A

「つくスマ」アプリについて確認したいのですが、今回このアプリで市政の手続き等も行えるとあり、様々な窓口で色々やっていると思いますが、改めてこういった手続きを行えるのか教えてください。

スマートシティ戦略課

現状はまだプッシュ通知、案内ナビ、地域マップというように市からの情報発信をファーストバージョンにしており、今後案内ナビなどから各種電子申請サービスにリンクしていくように発展していければと思っております。

記者A

現在だと情報を確認するという機能が主で、今後、住民票とか転入・転出届などの電子手続きを可能にしていくと思うのですが、そういったことも今後アップデートで対応していくということよろしいでしょうか。

スマートシティ戦略課

その通りです。

記者A

プッシュ通知での市政情報というところがありますが、具体的にどのような情報が届くのかというのを教えていただきたいです。

スマートシティ戦略課

まだ全庁的に使い方を模索しているところではあります。現在、ホームページでは、お知らせを常に掲載していますが、それは市民の皆様が見に行かないと気づかない実情があります。そういったところと同じ情報になってしまうかもしれませんが、プッシュ通知で「こういうお知らせがあります」とか、「イベントを開催します」「参加者募集します」のような、市民向けの情報をプッシュしていければと思っております。あとは例えば、リプライ的に「間もなく期限が終了します」など、そういった使い方

も可能だと思っております。

政策イノベーション部長

例えば、今現在、プッシュでお知らせしているものだと、具体例でいうと、「ごみの収集日程がこの地区で、いつから、どのように変わります」のような通知をしています。それから「かわら版をぜひご覧ください」ですとか、そういった引用もしております。今後は、登録していただいた情報に応じて、例えばお子さんの予防接種について、「いつから接種が始まります」ですとか、或いは、「保育所の申請がいつからいつまでです、お忘れなく」というようなことが、プッシュされる。その上で、今電子申請は別の仕組みになっておりますけれども、ゆくゆくはきちんとその本人確認の仕組みをこの中に取り入れた上で、電子申請がそのままできるようにすることを予定しています。先ほどの手続きの関係で言いますと、現状その最終的な電子申請とは直接紐づいてはませんが、手続きナビということで、「この手続きについてはこういう段取りでできますよ」といった案内については、現状もこのアプリからできることになっていきます。さらに今後の話をしますと、現在マップに表示されているものというのが市の関係施設だったり、バス停の情報だったり、移動スーパーの実際に停留する場所の情報が、静的な情報として設置されていますが、リアルタイムで例えば「移動スーパーが今ここにいます」とか、そういったことについても、今整備が完了したデータ連携基盤を通じて、今後このアプリ上で、リアルタイム情報を表示させるということも予定しています。また順次、準備が整い次第、発信していきたいと考えております。

記者A

一点確認ですが、移動スーパーの停止場所情報というお話があったのですが、これはいわゆる移動スーパーがどの地点で販売をするかという情報が、このチラシに書いてあるように赤いピンで表示されるということでしょうか。

政策イノベーション部長

はい、そうです。

記者B

類似のシステムはいろいろありそうですが、「つくスマ」の、これが他とは違うというようなことがあれば教えていただきたいです。あと今後の利用者数の想定として、市民の何%ぐらいなど、その辺の数字があればお願いいたします。

政策イノベーション部長

大きな特徴としましては、現時点ではそのプッシュ型で通知するということが主要な機能になっておりますけれども、ゆくゆくは、このアプリ一つを通じて、様々なサービスがいつでも簡単に受けられるようにということを想定しています。これは少し先のことになってきますけれども、例えば病院に行く場合、連携している病院の予約を「つくスマ」から行って、それに伴って、移動の手段も同時に手配されて、決済等もこのアプリ上からすべて行えるというようなことも予定しております。また、公的個人認証という本人確認の仕組みがきちんと整備された上での話になってきますけれども、このスーパーサイエンスシティ構想の中でも、一丁目一番地として盛り込んでいる、「インターネット投票」もそのアプリから行えるように、例えばプッシュだけやる、或いは乗り合いタクシーの呼び出しのような機能、こういったものをバラバラとやるのではなくて、一つのアプリ上からすべてできるようにするというのがつくば市の今回のねらいの大きな特徴とっております。目標数につきましては、ダウンロード数という観点でいうと、まだまだ手探りの部分はありますし、完成形という、この機能まで行った時にはどれぐらいというのはまた別であります。現状市民の20%程度です。これはかなり高い野心的な目標になっています。先行して、他の地域でも数年前に、似たような自治体アプリを導入しているところもありますけれども、よくて15%、或いは数パーセントで留まっているところも非常に多いので、20%はかなり野心的な目標だと思います。ただ、やはり20%にこだわらず、もっと高いダウンロード数も目指しながら、本当に全ての市民の方が、役に立つと感じてくださるアプリにしたいと考えています。

記者C

この行政情報プッシュ通知型でお知らせするというのは、他の自治体でもあるということでしたけれども、まだ珍しいのでしょうか。

政策イノベーション部長

代表的なものと、会津若松市が提供している「会津若松+（プラス）」というものがございまして。こちらにも利用者の属性や興味関心に応じて、プッシュ通知をするといったことが、おそらく6年ぐらい前に開始されております。あとは固有のアプリではなくて、例えばLINEのようなSNSを通じて、もともと登録していた興味関心がある分野の情報のみがLINEで届くサービスというのは様々な自治体で実施しており、東京ですと、渋谷区や港区などで実施していることを承知しております。

記者C

県内ではいかがですか。

スマートシティ戦略課

県内ですと、例えば守谷市の「Morinfo」というアプリがございます。これは独自の守谷市のアプリです。

記者C

大事なお知らせがある場合は、利用者全員プッシュ配信するとあるのですが、例えばどういうものでしょうか。

政策イノベーション部長

市内全域に関わるような、例えば災害情報や、選挙の情報など、そういったことが想定されます。実際に災害の情報をどういうツールで、迅速に正しい内容をお知らせするのが良いのかという、具体的な発信の方法については現在調整をしています。

記者C

スマートシティ推進事業で導入する様々なサービスをワンストップで操作するアプリとしても活用していくとありますけど、もう少し具体的に教えてください。

政策イノベーション部長

先ほども少し申し上げましたけれども、例えば病院に行きたいといったときに病院の予約、移動手段の手配、医薬品の配送、全てのお支払い、こうしたものをこのアプリ上からできるようになります。あとは、プッシュ型でお知らせされた情報に基づいて、そのあとそのまま申請画面に進み、住民票であれば、例えばPDFでの配布や、郵送されるなど、そういった行政手続きの部分でも、「つくスマ」アプリを活用していきたいと思っています。

記者D

先ほどお話しいただいた病院の予約や移動手段の手配、インターネット投票などの機能の追加というのは具体的にいつごろを目指しているのでしょうか。

政策イノベーション部長

今年度は難しいとっていて、来年度から一部機能について、取り入れていきたいと

思っています。公的個人認証の部分が非常にハードルになりますが、マイナンバーカードを読み込ませて、それで本人確認をするということが肝になりまして、この辺りを今年度中に、実際にアプリに入れられるか検討して、来年度からその公的個人認証の部分について、導入を目指したいとは考えています。そこが整備されてくると、例えば先ほどの病院の予約情報など、きちんと本人がしっかり予約情報にアクセスできる、或いは車両に乗っている人の本人確認ができるようになってくるので、まずは本人確認の仕組みが先で、それを来年度中に何とか導入を目指したいというのが予定です。

記者D

現時点でのダウンロード数はまだ配信開始直後なので出ていないでしょうか。

政策イノベーション部長

今日の午前中の時点で1,200です。

記者E

ダウンロード数20%を野心的に目指したいという言葉があったのですが、これは世帯の20%ですか、人口の20%ですか。

政策イノベーション部長

人口の20%です。

記者E

相当目標が高いと思うのですが、そもそもつくば市でスマホが人口の何%程度普及しているのでしょうか。

政策イノベーション部長

実はその調査について、今年度実施する予定で予算を計上しています。正確には、調査したことがないのでわかりませんが、全国平均で出ているものと、そんなに大きく違わないと思っていて、年代ごとで大きく違ってきます。例えば、40代50代であれば、全国平均でいうと9割は普通に超えてきますが、60代だと確か7割、6割ぐらいだったと思います。70代以降になると急落しますので、そのあたりの数字を正確に把握して、実際に先ほど申し上げたような病院に行くというところで言いますと、使用される方がお年寄りの方もたくさんいらっしゃると思いますので、スマホを持っていない

方にどのように手当をしていくのかを今年度検討したいと思っています。

記者E

関連して、お年寄りの中にはインターネットはパソコンでやって、携帯端末はガラケーというライフスタイルの方も多いかと思いますが、このアプリは普通のパソコンで動きませんか。

政策イノベーション部長

スマホとタブレットの一定以上のOSのものでしか動かないです。

記者E

「つくスマ」自体は独自だと思うんですけども、例えば何かベースになるアプリがあって、それをつくば仕様に改造したということはあるのでしょうか。

政策イノベーション部長

いいえ、今回ゼロから開発しておりまして、何か既存のものをベースにしているということはないです。

■令和4年度タウンミーティングの開催について

記者F

選挙後、初めての対面型のタウンミーティング開催ということでよろしいですか。

市長

はい、そうです。

記者F

チラシに各会場の定員は異なると書いてありますけれども、6会場の定員を教えてください。

市長公室長

谷田部が50名、筑波が50、大穂が30、豊里が40、桜が35、荃崎が70となっております。一応コロナの感染症対策等も考えまして、定員はある程度絞っております。

記者F

例えば申し込みが多かった場合に、回数を増やすような考えはございますか。

市長公室長

定員をある程度絞っておりますが、もしオーバーしたとしても、そのあたりは柔軟に対応できるように、何か措置を取りたいと考えています。

■洞峰公園について

記者D

洞峰公園の関係で、県が今年度から新しい事業所、運営事業者を選ばれまして、今後グランピング施設や、バーベキュー施設を整備していくことが想定されていると思います。先月末に初めて正式な説明会があり、市民の方からもいろいろな意見が挙がっていると思います。改めてつくば市としての見解をお伺いできますでしょうか。

市長

まずつくば市としては、洞峰公園というのは、現時点で完成されている公園だという認識をしております。親子がゆっくり過ごしたり、あるいは静かに、早朝から散歩する方たち、ランニングだったり、様々な活動がされていますし、週末になると非常に多くの親子連れを中心に、にぎわう公園であります。そのような公園環境を、つくば市民に限らず、近隣自治体の皆さん、そして県民の皆さんが使われています。そのような環境において、現時点でつくば市として課題を感じているのは、駐車場が足りないところです。休日になると、駐車場に入るための渋滞が起きてしまうぐらいですので、駐車場については課題と感じておりますが、それ以外の部分について、何か変える必要性というものは感じておりません。とりわけ、やはりその環境を大きく変更させる要因があるグランピング施設とバーベキュー場については、そもそも宿泊を要するものは、現在の規制の中ではできないわけですが、そういった懸念点については、県の会議においても、昨年のうちから、市の見解としてお伝えをしてきました。そういった中で、市としての複数の懸念点をリストでお送りをしています。そのうちのひとつとして、そもそも利用者、地域の声を聞いてくださいということをお伝えしたのが最初のオープンハウス型の説明会だと思っております。周辺の、例えば気象研とも今やりとり等もしていますけれども、懸念等の声が私のところには、個人の方から入ってきておりますので、そういったことも含めて、洞峰公園という公園を、私としては、現状維持することが望ましいと、これまでも伝えていきます。今後、引き続き

説明会等やっていただくとお思いますし、継続して協議をしていきたいと考えております。

記者D

具体的には市民の方からは、こういった声が寄せられていますか。

市長

例えば、私の SNS に来た声でも本当に様々ありますが、やはり今の静かなゆったりとした環境を変えて欲しくない、と。宿泊となれば、要するに深夜まで、そして朝から様々な活動がそこで行われたりもしますので、そういった場所としてはふさわしくないのではないか、というような声であったり、現地を日々使っている皆さんからすると、今回の計画というのが、やはり、あまり現状を理解されないで作られているのではないか、駐車場についての必要性はあるけれど、それ以外については、何か変える必要はないのではないか、など、かなりたくさんのご意見が届いており、そういったご意見についても、県の担当者に伝えてあります。今改めて県に対しては、なかなか説明会にすべての方が行けるわけではありませんので、オンライン等でも、きちんとこの洞峰公園のプランについての意見を聞くような機会を設定して欲しいという要請も併せて出しています。どう対応していただけるかというのはまだ返事が来てないのですけれども、それが難しければ市として意見を聞く方法を用意しようかなと考えています。私の印象では、意見を寄せてくださった方の、9割以上が大きな変更の必要性は感じていないし、逆に変更して欲しくないという声が、多いという印象です。

記者D

昨年、2021 年からそういったご意見は市としては伝えられているということですがけれども、今年度から事業の運営が始まっており、一応契約としては令和 24 年までと、そのように県がグランピング施設などを想定して進めていることについては、どのように捉えられているのでしょうか。

市長

私もキャンプは大好きですので、別にPFIに反対をしているわけでもありませんし、それ自体が悪いとは考えておりませんが、やはり適地というものがあると思っています。現在の県の計画のように、文教地区である、あのエリアにキャンプ施設を

作るということの妥当性は、現時点での公園の利用者の状況と、周辺関係を見ても感じません。そういったことについては、これまでもお伝えをしてきましたけれども、これからも、やはり粘り強くお伝えしていきたいと思えますし、他の公園のこれまでの経緯等も県も理解してくださるのではないかという思いを捨てずに、働きかけは続けていきたいと思っております。日々、市民からの声も大きくなってきていると感じていますので、そういった声が県に届くことを願っております。

記者G

洞峰公園は県の公園で、PFIのブランディング等は革新的というか中心的な部分だと思うのですが、中止してくれ、撤回してくれ、みたいなことになるのでしょうか。グランピングとバーベキューがなくなれば、PFIのその民間に委託してというのが成り立たないような気がします。反対とは市長はおっしゃっていないのですが、県が決めたことをどのように変えていこうというか、現状維持ということは計画そのものを無しにしろ、みたいな感じということでしょうか。

市長

必ずしも、全てという話はしておりません。ただ、特に懸念される点がいくつかありますので、そのうちの一つであるグランピング施設というものは、現在の規制上、そのままではつukれないものでありますので、そういった部分について県としての対応をしていただきたいと思いますので、計画の変更をしていただければ、それが最も良い形ではないかと思っております。

記者G

今後手続きを県が市との間で進めていくと思うんですけど、建築確認など、その手続きで止めようというようなことは有り得ますか。

市長

市としても、やはりこれはすべて法に則って行われるものですので、手続きをきちんと踏んでいただくことは、当然県もわかっていると思えます。市としてもそこは規定通りに進めていくということは重要だと思っておりますが、市としての懸念点や、市として協議をきちんとしていただきたいと思います部分については、これまでも様々話はしてきましたけれども、今後も丁寧に協議をしていきたいと思っております。

記者H

今のお話の中で、市長から市として県の方に懸念を伝えたとおっしゃって、3月24日の市長のツイートでも、懸念を伝えてきたということが書かれていました。昨日、県の都市整備課の担当の方に取材をする機会がありました。その中のコメントで、県としては令和2年より、つくば市の公園・施設課を窓口に変えて県とつくば市の担当者が情報共有をしており、その中で、つくば市から、この件に関して、これはやめて欲しいというようなことはなかったとおっしゃっていました。市長の懸念を伝えてきたということと、少し食い違っていると思われるのですが、この点に関して、つくば市から県にはいつ、どのような形で、どのような内容の懸念をお伝えになったのか、お聞かせください。

市長

それは市としては随分違う見解だなということを感じています。そもそも市に対して、その指定管理者を決定する際に、去年の8・9月頃に、オブザーバーとして参加が求められましたので、その際にもそういう話はしています。そして、これはつくば市に限らず、そこにいらっしゃる委員の方たちからも、つくば市が考えるような懸念と同じような発言はあったと聞いております。それに対してそのまま決定をされてきましたので、去年の12月だったと思いますけれども、明確にこちらの懸念点を全てリストに出して積み上げてきています。どういうお考えで県の方がお答えになったのかわかりませんが、それは文書も残っておりますので、ちょっと認識が違うのではないかなと思っています。

記者H

その文書というのは公開していただくことはできるのでしょうか。

市長

隠すものではありませんし、情報公開請求があれば当然出すものだと思っています。

記者H

3月24日、市長が自身のツイッターの方で発言をなされたかと思えます。昨日の取材によりますと、県としては、つくば市のこの点に関する窓口は市の公園・施設課だと考えていたということがあったようです。こういった背景がある中で、市長があえ

てご自身の公式ツイッターでこの件を取り上げられた、その意図、なぜツイートをしなければならなかったのか、お考えがあればお聞かせください。

市長

私は、様々な情報をツイッターあるいはフェイスブックを使って行っていますので、説明会があることを市民にお伝えすることや、市の考えをそこで示すということは、他の事業においても、様々やっていますので何ら特別なことではないと思います。当然市民の皆さんからも、もっと情報発信してほしいなどのご意見いただきますけれども、そういったものの一環ですので、何ら特別なことではないと思っています。

記者H

今回のツイートで、はからずもといいますか、市民の方にこの件が周知されたところがあるという印象を持ちました。実際につくばの洞峰公園で取材をしていますと、市長のツイートでこの件を初めて知ったという方も多数耳にしました。このように昨今 SNS の利用はかなり影響力が伴う、特に権力、政治に携わる方にとって、すごく力を持つものだと思うのですが、市長としてこのツイッターならびに SNS の利用について、どのようなお考えをお持ちかお聞かせください。

市長

市民に届けるべきと思う情報について、一つ一つお伝えをしていくということが、非常に重要だと思っていますし、当然、ネット上には虚偽の事項やデマ等もあり、いま問題になっておりますけれども、市としての情報発信をしていくということは非常に重要なことだと思っています。それを市民に伝える手段は、SNS に限らず、広報つくばもそうですし、新しく去年から始めたかわら版もそうですし、ありとあらゆる媒体を使って、情報発信をしていく、伝えるということをしていくことが、今求められていると思っています。今後も積極的に市としての情報や、私の考えというのは市長として当然発信をしていきたいと思っています。

記者I

今回市長が懸念されているのが、グランピングとバーベキューの2点だと思うのですが、かつて中央公園でバーベキューと、美術館の隣で VAN 泊もやったと思います。あそこは図書館の隣であって小学校の隣でもありますけど、洞峰公園との違いは何か

のでしょうか。

市長

洞峰公園という公園の成り立ちを、ぜひ知っていただければと思っております。洞峰公園というのは、県が整備をして、つくばの都市開発の初期に赤塚公園と洞峰公園をペデストリアンデッキでつなぎ、その中で様々な過ごし方をしていく場所として設定をされているわけです。現在の利用状況として、ご覧になっていただければわかりますけれども、私も早朝よくランニング等をしていると、その時間から様々な方が、そこで体操をしていたり、ゆっくりと散歩をしていたり、家族連れが非常に多く、本当に週末などは大変にぎわっているという状況があります。もしそこに、キャンプ場とバーベキュー場ができれば、当然お酒も入ってくるようなケースもあると思います。そういう状況の閑静な文教地区にあるエリアの公園と、中央公園という駅の中心市街地にあって、アクセスもよくて、非常に様々なイベントが日頃から行われている場所というのは、本質的に違うと思っております。市として、エリアを分けて考えるのが当然当たり前のことですので、中央公園には中央公園の特性があり、洞峰公園には洞峰公園の特性があると。中央公園でバーベキューが良いから、洞峰公園でも良いじゃないかというのは、非常に雑な考えだと思っていまして、冒頭申し上げたように、適地というものがあると考えています。洞峰公園という場所は、キャンプやバーベキューの適地ではないと考えております。

記者I

中央公園のバーベキューは吾妻小学校の隣ですよ。それからVAN泊をやったところは図書館の隣ですよ。吾妻も文教地区だと思います。一貫性がないと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

市長

中心市街地は、駅前で日々様々なイベントが行われていて、市としても中心市街地まちづくりビジョンに基づいて、そういったことを進めてきましたし、まつりつくばも含めて非常に多くのイベントが行われる場所です。一方、洞峰公園は文教地区の中にあり、かつ閑静な公園の状況というのが同じではありません。中心市街地は商業施設も数多くあり、駅からの流入も非常に多い場所です。そこを同じにすること、同じとして捉えることに違和感がないのであれば、それは仕方ないかなと思えますけれども、

私はエリアとして全く違う場所だと考えております。

記者F

気象研と市長とのやりとりをざっくりと教えていただきたいです。

市長

正式なものが、どこまでお話できるかというのはわかりませんが、気象研の研究者の方から、公開の形でコメントが入っていたのは、やはりバーベキューがあれば、そのエアロゾルで観測に影響を与えるのではないかと懸念を示されている方がいらっしゃいました。その先の気象研の見解は、私が述べることは適切ではないと思いますので、申し訳ありませんが直接気象研に伺っていただければと思います。

記者F

国研として対応するというような話ですか。

市長

その辺りも含めてどういう方針かというのは、申し訳ありませんが私がここで何か発言するのはふさわしくないと思います。

記者E

洞峰公園のことで、あそこは規制があるから、キャンプ場はつくれないだろうというところをもう少し説明してもらっていいですか。

市長

制度的な細かい規制の形について担当から説明してください。

建築指導課

洞峰公園は用途地域が第1種中高層住居地域に指定されております。その中では、宿泊施設、これが建築できない用途です。

記者E

キャンプ場って宿泊施設ですか。

建築指導課

グランピングは宿泊施設に該当します。

記者E

一人一人がテントを張るだけだったら、永久的な建物じゃないので、宿泊施設とは言わないけれども、ロッジみたいなものを建てるのであれば、それは宿泊施設ですか。

建築指導課

建築物に該当すればそうです。

記者E

私は県の計画を知らないのですが、そういうロッジみたいなものを作るのですか。

建築指導課

18棟を計画しております。

記者E

市長のお言葉に戻りますけど、県に対して、まず県のそういう規制があるのだから、その規制について解決してほしいという趣旨のことをおっしゃったと思うのですが、用途地域を変更するなら、そこにグランピング施設をつくるのは容受するという意味なのですか。

市長

解決して欲しいというか現在の用途地域を踏まえて計画を作って欲しいということです。規制を変えるという話ではないです。

記者E

用途地域を変更するのだったら、市としてはグランピング施設を作るのは構わないという意味ではないということですね。

市長

市としての用途地域ですので、市として現在できないものを県として計画をされてい

るということがありますので、これは用途地域に従ってほしい、且つ文教地区ですので、やはり静かさも含めてということです。

記者E

県の計画に対して、市として懸念されているということは承知したのですが、要するにこれから県の計画に対して、市は反対していくということで良いのですか。

市長

やはり基本的には用途地域に従って、計画を作っていただきたいと思っております。

記者E

それは反対するということですか。

市長

計画の変更を求めるとのことです。

県がやる事業に全て反対ということは絶対ありませんし、県として事情があって実施すると思いますので、それは当然協議をしながら、必要性というものも含めてお話ししてきているわけですけれども、現在の計画の中で、特にその懸念されている部分については変更をして欲しいということなんです。

記者E

変更を求めるとことは大体想像がつきますけど、大事なことなので、明確にどの点で変更を求めるとか、お答えください。

市長

繰り返しますが、そこで宿泊施設となるようなグランピング施設と、周辺に対して、臭い、或いはアルコール、そしてエアロゾルといった形で懸念があるバーベキュー場については、変更していただきたいと思っております。

建築指導課

先ほど用途地域が、第1種中高層住居地域と発言しましたが、正確には第1種中高層住居専用地域になります。

記者H

市と県の間で、市から懸念を伝えられた会議というか機会があったということで、それに関する資料を公開できるとおっしゃっていたと思います。情報公開請求したいと思うのですが、具体的にこういった場面の会議なのか教えてください。

市長

県の会議については、県に請求していただくしかないと思いますので、それはどういうものが出てくるのかわかりませんが、市としては、そもそも出せないかなと思っています。県に対して出した質疑事項というのが、令和3年12月28日に知事宛の「洞峰公園整備運営事業者が行う事業について」というもので提出しているので、これを請求していただければと思います。鑑文でも懸念をお伝えし、具体的な質疑事項をリストアップしています。

記者I

先ほど用途地域の変更の話があったのですけれども、これはもしグランピングをしたら、用途地域の変更が必要で、市長の許認可関係になるということですか。

建築指導課

用途地域の特例許可につきましては、特定行政庁であるという市長の権限になります。

都市計画部

用途地域の変更についても、市の権限になっています。

記者I

そうしますと、そのグランピング施設のための用途地域の変更は、市長としては許可しないということですか。

市長

私としては、用途地域の変更を現在必要とする合理的な理由はまだ見つかっておりませんが、ただそれは当然法に則った手続きがとられますので、どういう形のものが出てくるかなどによっても違うと思います。少なくとも現時点では、そういったものを認める十分な材料が揃っているとは考えておりません。

終了